

運 営 規 程

グループホーム サンタの家

グループホーム サンタの家

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって、認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症となり要介護状態となっても、人間として尊厳を持って最後まで生活していくことを目的に、共同生活を営むための様々なサービスを提供する。

- (1) 要介護状態であっても、生きがいのある生活実感を持てるよう社会から隔離せず、人間らしい生活を送ること。
- (2) 要介護状態であっても、個人の残存機能を大切に維持し、高めていくための認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 入居者の権利と人権を守る。
- (4) 入居者の健康を維持し、増進するように機能訓練・定期健診を行う。
- (5) 入居者の家族と連絡を密にして家族の意向に添った、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (6) 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (7) 地域との結びつきを重視し、地域活動にも積極的に参加する。
- (8) 公共施設の活用を図り、保健・医療・福祉施設との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

- (1) 名 称 グループホーム サンタの家
- (2) 所在地 青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

第1ユニット

- (1) 管理者兼計画作成担当者 1名（常勤で兼務）

管理者兼計画作成担当者は、この事業所の職員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

また、当該ユニットの各入居者の心身の状況等を踏まえて、指定認知症対応型共同生活介護計画の作成を行うとともに、自らも認知症介護の提供に当たる。

- (2) 介 護 職 員 6名（常勤で専従5名、常勤で兼務1名）

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者に必要な介護を行う。

- (3) 事 務 職 員 1名（常勤で兼務）

必要な事務を行う。

第2ユニット

- (1) 管理者兼計画作成担当者 1名（常勤で兼務）

管理者兼計画作成担当者は、この事業所の職員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

また、当該ユニットの各入居者の心身の状況等を踏まえて、介護支援専門員の指導のもと、指定認知症対応型共同生活介護計画の作成を行うとともに、自らも認知症介護の提供に当たる。

- (2) 介 護 職 員 7名（常勤で専従5名、常勤で兼務1名、
非常勤で専従1名）

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者に必要な介護を行う。

- (3) 事 務 職 員 1名（常勤で兼務）

必要な事務を行う。

第3ユニット

(1) 管理者兼計画作成担当者 1名（常勤で兼務）

管理者兼計画作成担当者は、この事業所の職員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

また、当該ユニットの各入居者の心身の状況等を踏まえて、指定認知症対応型共同生活介護計画の作成を行うとともに、自らも認知症介護の提供に当たる。

(2) 介護職員 6名（常勤で専従5名、常勤で兼務1名）

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者に必要な介護を行う。

(3) 事務職員 1名（常勤で兼務）

必要な事務を行う。

第3章 指定認知症対応型共同生活介護の入居定員

(指定認知症対応型共同生活介護の入居定員)

第5条 この事業所における、ユニットごとの入居定員は、次のとおりとする。

- (1) 第1ユニット（6号館2階）9人
- (2) 第2ユニット（6号館3階）9人
- (3) 第3ユニット（7号館2階）9人

第4章 内容及び利用料その他の費用

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護者であって、認知症の状態にある入居者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (2) 入居者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置をとる。
- (3) 入居者の認知症の進行を緩和し、安定して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- (4) 入居者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮する。
- (5) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、生活が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (6) 入居者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について、親切丁寧に理解しやすいように説明する。
- (7) 入居者またはその他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- (8) 入居者の自立の支援と日常生活の充実及び趣味または思考に応じた活動の支援を行う。
- (9) 入居者の食事その他の家事などは、原則として入居者と介護職員が共同で行うように努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理を受けるものとする。

- 2
 - ① 家賃 700円（日 額）
 - ② 光熱水費 220円（日 額）
 - ③ 食材料費 1,500円（日 額）
 - ④ ヘアカット代 2,200円（1回につき）
 - ※電気カミソリによる顔剃りをした場合 2,700円
 - ※寝たきりの方のベッド上での施術の場合 2,700円
 - ⑤ 洗濯機使用料 200円（1回につき）
 - ⑥ 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは別途徴収するものとする。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

第5章 入居に当たっての留意事項

（入居に当たっての留意事項）

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）入居者は、管理者兼計画作成担当者及び介護職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- （2）入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- （3）入居者は、健康に留意するものとする。
- （4）入居者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - （2）けんか、口論、泥酔などで、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - （3）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - （4）指定した場所以外で火気を用いること。
 - （5）故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第9条 社会福祉法人弘前豊徳会（以下、当法人）防災対策委員は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

第7章 その他運営に関する重要事項

(個人情報の利用について)

第10条 個人情報の利用については、次のとおりとする。

(1) 使用目的

- ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ② 上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ① 居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- ② 病院又は診療所（体調等を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

(3) 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

(秘密保持等)

第11条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第12条 管理者兼計画作成担当者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及びその家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第13条 事業所は、入居者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 介護職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、この事業を行うため、認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の処理、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、当法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第8章 非常災害対策

（緊急時における対応方法）

第15条 担当職員は、入居者に対するサービスの提供により、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族等への連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9章 虐待防止及び身体拘束について

（虐待の防止等）

第16条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体拘束等）

第17条 事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化のため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 10 章 事故発生時の対応方法

（事故発生時の対応方法）

第18条 当施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当施設は、サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

第 11 章 協力医療機関について

（協力医療機関）

第19条 当施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。

- (1) サンタハウスクリニック 弘前市大字大川字中桜川 1 9 番地 1
- (2) 弘愛会病院 弘前市大字宮川三丁目 1 番地 4
- (3) ときわ会病院 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2 番地 1
- (4) 板柳中央病院 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井 7 4 番地 2
- (5) 藤代健生病院 弘前市大字藤代二丁目 1 2 番地 1

- 2 当施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

代官町クリニック 吉田歯科 弘前市大字代官町 1 0 8 番地

第 12 章 業務継続計画（BCP）について

（業務継続計画の策定等）

第20条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年 3月31日から施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成16年12月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月15日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。